

第35回全国夏期セミナー 基調報告

いのちと人権をみつめ、今こそ平和をつくる性教育へ ～「つながり」を確かなものに～

第35回全国夏期セミナー山形大会 副実行委員長 渡辺大輔

はじめに——初めての東北地方での開催

“人間と性”教育研究協議会（性教協）が1982年4月に設立され、この2016年4月で35年目に入りました。そして全国夏期セミナーも、東京で行われた第1回大会から数えて、この山形大会で35回目となります。その間、性教協では「科学・人権・自立・共生」をキーワードに、多くの実践と研究を積み重ねてきました。この長い歴史の中で、東北地方での全国夏期セミナーの開催は、今回が初めてとなります。

これまで東北地方でも性教育は実践されてきましたが、他の地域に比べて性教協の会員やサークルの広がりはありませんでした。そこには東北地方が抱える性別役割の意識の強さや、性について語ることに抵抗の強さがあったのかもしれない。

しかし、2009年に東北地方初のサークルである山形サークルが誕生しました。共に性教育について考え実践する人、そこでの性教育に賛同してくれる人を着実に増やし、ネットワークを広げていく中で、設立から7年という短期間で、今年、全国夏期セミナーを開催するまでに至りました。

このことは、性教協がこれまで積み上げてきた性教育が、日本全国の学校現場で認識され、求められているということのあらわれでしょう。これを機に、性についての学びを必要としている子どもたちやおとなたちに、より広く、確実に性教協の積み重ねの成果を届けていきたいと思います。

さて、山形県を含む東北地方では、2011年に「東日本大震災」という大きな災害にみまわれ、多くの方が犠牲になってしまっただけでなく、東京電力福島原発事故も伴って、現在でも非常に

困難な状況の中で生活を続けている方々が数多くいます。そして今年には熊本県、大分県を中心とした大きな地震が起こり、やはり数多くの方が犠牲となり、さらに多くの方が避難をしながらも復旧、復興を目指しています。その中で、ジェンダーやセクシュアリティなど性に関する課題も議論されてきました。そしてそれらに対する支援も、行政・民間ともにまだまだ不十分ではあるものの、行われるようになってきました。現在も九州地方ではそのような支援が必要とされ、実際に対策が実施されているものもありますし、その一方で、まだまだ見逃されている課題もあるでしょう。

昨年の全国夏期セミナー終了直後、日本は戦後70年の節目を迎えました。この70年間、日本が戦争をしてこなかったことは、世界的に見ても大きな功績だと考えられます。加害国でもあり、敗戦国でもあり、そして世界で唯一原子爆弾の被害を受けたこの日本が、70年もの間、戦争をしてこなかったということは、誇ることができるでしょう。しかし今、「集団的自衛権」の行使が盛り込まれた「平和安全法制」の制定などによって、その歴史的功績が途絶えかねない状況にもあります。戦争でどのように女性（や男性など）の「性」が使われ、あらゆる人々の「生」が脅かされてきたのか、今こそ学び直し、「平和」への道を強固にする必要があるでしょう。

私たちは今このような状況の中にいることをふまえ、本大会のテーマを「いのちと人権をみつめ、今こそ平和をつくる性教育へ ～『つながり』を確かなものに～」としました。ここに用いたひとつひとつの言葉の意味を理解し、それを性

教育へとつなげていく必要があります。

1. 災害と性

災害時におけるジェンダー問題は、1995年の阪神・淡路大震災の時から大きく意識化されました。たとえば、多くの人が集まる避難所においてプライバシーの確保が困難であり、特に女性のプライバシーが見逃されやすかったこと、女性の身体に関するケアの不足、子育てを担う多くの女性をはじめ、女性のニーズが聞きとられなかったこと、そして女性や子どもの性被害などが、問題視されるようになりました。

2004年の新潟県中越地震の翌年、2005年の「第2次男女共同参画基本計画」の中の「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」において「防災（災害復興を含む）」という項目が加えられ、下記のような「男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制」の確立が明記されました。

○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること

○防災の現場に女性職員が十分に配置されること

○国際的な防災協力を当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行うこと（国連防災世界会議（2005年）で日本が発表した「防災協力イニシアティブ」に基づく）

また国の中央防災会議による「防災基本計画」の2005年および2008年の改正では、

○男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

2010年に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が新たに重点分野のひとつとして位置づけられました。

そして東日本大震災が発生した2011年の6月に成立した東日本大震災復興基本法において、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が掲げられ、

それをもとに策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが基本的考え方として明記されました。

このようにジェンダーの視点からの計画等が盛り込まれたにもかかわらず、東日本大震災時には次のような問題が引き続き起こりました内閣府『男女共同参画白書 平成24年度版』2012年）。

○避難所において女性用の物資が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように避難所の食事準備を割り振られたり、仮設住宅の運営が男性だけで取り仕切られていたりというように、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な現状

○相談窓口寄せられた相談からは、家事、子育て等の家庭的責任が女性に集中し、負担が増大していることや、様々なストレスにより女性に対する暴力が発生していること

○被災地での女性の雇用情勢が特に厳しい

○国を始めとして防災や復興に係る意思決定の場での女性の参画割合は低い

もちろん、「男女共同参画の視点」やジェンダーの視点をもった支援が全くなかったわけではありません。例えば、

○ジョイセフと日本助産師会は妊産婦と新生児、および女性への医療やカウンセリングなどの保健サービスの提供

○日本看護協会による専門的な訓練を受けた看護師である「災害支援ナース」の派遣

○岩手県警は女性警察官による「避難所対策チーム」の組織

○NPO法人「全国女性シェルターネット」は女性を対象とした電話相談窓口「パープル・ホットライン」で被災地の対応

などがあげられます。その他、各地方自治体の男女共同参画センターなども女性や子どもたちを支援しました¹。

さらには、避難所において男女に分かれる性別

二元的な施設・設備や、ホルモン投与などを含む医療支援、周囲との関係性などに対するの困難を抱えるセクシュアルマイノリティへの支援も行われました。例えば、東北を中心に活動する「性と人権ネットワークESTO」といったセクシュアルマイノリティ当事者支援団体や、「東北HIVコミュニケーションズ」などのHIV/AIDS支援団体、東北の数少ない当事者支援団体をカバーするかたちで関東や全国の支援団体が、セクシュアルマイノリティやHIV感染者向けの情報を発信したり、これらのネットワークを使って現地での支援の輪を広げたりしました。

震災後には、

- 「レインボーアーカイブ東北」がさまざまなセクシュアリティの当事者の声を集め 冊子などで情報を発信²
- 「一般社団法人社会的包摂サポートセンター」による「よりそいホットライン」が「岩手・宮城・福島の方」専用回線を設け、「性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談」（「パープル・ホットライン」と統合）や「性別や同性愛などに関わる相談」に対応
- 災害・震災・復興と男女共同参画をテーマとしたシンポジウム³

などが行われ、ジェンダーおよびセクシュアリティの視点からみた課題が明らかにされました⁴。

そして、2016年4月、またしても大きな地震が日本を襲い、今度は熊本県と大分県を中心に大きな被害を出しました。熊本市男女共同参画センター「はもにい」では、これまでの各地での経験をいかしながら、避難所で女性が男性など他者の目が気にならないように段ボールなどを使って簡易的な更衣室や授乳室、物干しスペース、休養スペースなどをつくったり、女性向け物資の配置状況や配布スタッフの配置などを確認したり、性犯罪防止のための啓発チラシを作成、配布したりなど、女性を対象とした支援が行われました（全国各地の男女共同参画センターや女性支援団体からの支援も含め）。

また、HIV感染における投薬の情報など、ジェン

ダーやセクシュアリティに関わる情報がインターネットやその他のメディアを通して広く迅速に拡散されました。このように、男女共同参画やジェンダーおよびセクシュアリティの視点は支援の基盤として考えられてきたようにも思います。

一方で、そうではない側面もみられました。5月に入り、熊本県は「くまもと復興・復興有識者会議」を設置し、緊急提言「熊本地震からの創造的な復興に向けて」を発表しました。この有識者会議は政府の東日本大震災復興構想会議で議長を務めた五百旗頭氏などの5名で構成されましたが、そこに女性はいませんでした。

2015年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」（後述）において「東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用」ということが改めて強調されていたにもかかわらず、有識者会議という意味決定に非常に影響のある組織が男性のみで構成されたことは大きな問題です。

また、先の性犯罪防止のための啓発チラシは、「自分を大切にしてください」「単独行動はしないようにしましょう！」「被害を受けたら相談を！」という言葉や相談機関の一覧が記載してあるという、主に被害を受けやすい女性に向けられたメッセージがほとんどで、性加害の抑止や男性へのメッセージ（加害、被害ともに）はあまり見られませんでした⁵。

女性が自己責任において自分を防衛することを「啓発」されるという、男女の非対称的なジェンダー構造こそを問題にしなければならないでしょう。

2. 「一億総活躍社会」の検討

第2次安倍改造内閣は、2014年10月に「我が国最大の潜在力である『女性の力』が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながる」ことを目的に「すべての女性が輝く社会づくり本部」（および推進室）を設置しました。続く、第3次安倍内閣では、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定

され、「働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

現在の、第3次安倍改造内閣では、同年10月に「我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、『希望を生み出す強い経済』、『夢をつむぐ子育て支援』、『安心につながる社会保障』の『新・三本の矢』の実現を目的」とする「一億総活躍社会」を構想し、一億総活躍担当大臣（女性活躍担当、拉致問題担当、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）も兼任）および「一億総活躍推進室」をおき、安倍内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」を設置しました。そして「ポテンシャルを秘めている」女性の活躍を、一億総活躍の中核として位置づけました。

その後、2015年12月には「第4次男女共同参画基本計画」（以下「4次計画」）を閣議決定し、2016年5月には男女共同参画会議が「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取り組み事項について」を決定、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が「女性活躍推進のための重点方針2016」を決定しました。そして同年6月には、これらを含むかたちで「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。

このように現内閣は立て続けに女性、ジェンダーに関する施策を講じてきました。しかし、これによって本当にジェンダー平等が達成できるのでしょうか。ここでは主に「第4次男女共同参画基本計画」と「ニッポン一億総活躍プラン」（以下「プラン」）の内容を確認しながら、課題を整理していきます。

1) 「第4次男女共同参画基本計画」⁶

4次計画では、「目指すべき社会」として、以下の4点が挙げられています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
 - ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
 - ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会
- これを、3次計画（2010年）と比較すると、「固定的性別役割分担意識」の変革から「男性中心型労働慣行等の変革等」という「男性の働き方・暮らし方の見直し」を通じたワークライフ・バランスの推進が強調されている点が特徴としてあげられます。

各分野での具体的な取り組みとしては、以下の通りです。

〈あらゆる分野における女性の活躍〉

- 長時間労働の削減
- ICT(Information and Communication Technology)サービスの活用など多様で柔軟な働き方の選択
- ポジティブ・アクションによる男女間格差の是正
- 〈政策・方針決定過程への女性の参画拡大〉
- 引き続き2020年までの「30%目標」
- 〈雇用等〉
- 男性の子育ておよび介護等への参画やワークライフ・バランスの実現
- セクハラやマタハラ等の根絶
- 男女間の賃金格差の解消。特に、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組としてパートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進等、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組
- 最低賃金の引上げのための環境整備
- 〈女性に対するあらゆる暴力の根絶〉
- 暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備

〈貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等〉

- 「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている」人々への対応として、人権教育・啓発活動と調査救済活動
- 「性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実」と「支援体制を整備」担当府省は法務省および文科省、厚労省〈教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進〉
- 「男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける」ことを目指した多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に依り、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行う

2) 「ニッポン一億総活躍プラン」⁷

このプランでは、「一億総活躍社会」の意義として次のように述べています。「アベノミクスの第2ステージは、この少子高齢化の問題に真正面から立ち向かう」ために「子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦する」としています。それを可能にさせるのが「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」、つまり「一億総活躍社会」であり、これは、「単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である」と位置づけています。

この一億総活躍社会をつくるために、「新しい三本の矢」が示されています。

第1に、「戦後最大の名目GDP600兆円」を目標に「働き方改革による生産性の向上と労働力の確保」による「希望を生み出す強い経済」が挙げら

れています。「女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるため」に、非正規雇用労働者の正社員への転換や「同一労働同一賃金」にむけた非正規雇用労働者の賃金改善、最低賃金の引上げ、長時間労働の是正などが目指されています。

第2に、「希望出生率1.8」を目標に「安心して子供を産み育てることができる」ような「夢をつむぐ子育て支援」です。ここでは、「子育て・介護の環境整備」として、保育士の処遇を「現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなる」ような改善が提示されました。また、「ひとり親家庭や多子世帯等への支援」や、いじめや発達障害などさまざまな事情で不登校となっている子どもへの支援（フリースクール支援や夜間中学の設置促進など）、奨学金制度の改善などを含む「課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供」、「多様な正社員、テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備」や「セクハラ・マタハラ防止に向けた取組」、「男性の家事・育児・介護等への主体的参画」、「マイナンバーカードに旧姓の併記」の促進を含む「女性活躍」、「子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくり」、さらには、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくり」を含む、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援」の促進が提起されました。

第3に、「介護離職ゼロ」の実現をめざす「安心につながる社会保障」では、介護人材の処遇の改善、高齢人材の活用、外国人材の受け入れ、健康寿命の延伸と介護負担の軽減に向けて「個人が努力しやすい環境を整える」こと、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」の育成などが提示されました。

3) 「一億総活躍社会」の問題

「4次計画」および「プラン」では、固定的な性別役割分担にとらわれずに多様な選択を可能とす

る主体性の育成（特に男性の労働、生活の問い直し）や、性の多様性に関すること、暴力予防に関する教育や支援の必要性が明記されており、性教育、人権教育の裏付けとしては重要なものとなっています。

しかしこれらの大きな問題は、女性やさまざまな人が活躍できる「一億総活躍社会」は、単なる社会政策ではなく、「究極の成長戦略」とされている点です。つまり「強い経済」が目的とされ、その手段としての「女性活躍」「一億総活躍」が持ち出されているという点です。

これは私たち一人ひとりの「勤労の権利」の保障（日本国憲法第27条）やジェンダー平等が理念、目的とされたものではないと考えられます。

具体的には次のような問題が挙げられます。第1に、「プラン」で掲げられた「同一労働同一賃金」についてです。その一例として、保育士の処遇改善策は「現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなる」と明記されています。問題は、これが全産業の男女労働者の賃金との比較ではないことです。現に男性と女性での賃金格差があり、さらには保育士には男性も存在するにもかかわらず、そのことは無視されています。つまり、女性のもの（もしくは家庭で無償で担うもの。三世同居の支援に顕著）と思込まれている保育という労働の価値が他の労働（特に男性が多く就いているもの）よりも低いものとして位置づけられたままとなっています。このことは、「プラン」よりも前に閣議決定された「4次計画」に明記された「同一価値労働同一賃金」を満たさないものとなっています。

さらにこのことは、介護の領域に「高齢人材」と「外国人材」とを安価に活用しようというシステム形成につながってしまう危険性もあります。これは高齢者と外国人の労働力を正当に評価しない人権侵害となります。ここでは「4次計画」にあるように「同一価値労働同一賃金」をもとに最低賃金の引き上げを強調しなければなりません。

第2に、「4次計画」では意思決定機関への女性の参画拡大が求められていますが、「プラン」

では「女性の活躍」というだけで、具体的には示されていないことです。世界経済フォーラム（WEF）が発表する「The Global Gender Gap Report 2015」において、日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）の順位は、145か国中101位と非常に低いもので、その理由の一つに、意思決定できる地位への女性の参加が低いことが挙げられています。このような現状に対し、女性差別撤廃委員会（CEDAW）による「第63会期第7回・第8回日本報告審議総括所見」では、男女の比率に偏りが無いように人数を割り当てる「クオータ制を含む法令による暫定的特別措置がないことを懸念する」とし、取り組みの強化を勧告しています⁸。

第3に、「女性の活躍」を可能にする「多様な働き方」として、ICTサービス、テレワーク（tele-「遠く」）の普及などが提言されていることについてです。これらは男女ともワークライフ・バランスをとりやすくなる効果を期待できる一方、在宅等で勤務できるため、むしろ労働時間の無制限の長期化や、単純労働の請負等による低賃金化、さらなる非正規化といった、現在の問題の拡大（特に女性の中で）を促してしまうことも考えられます。

このように、保育や介護、健康に関して個人の能力や、地域コミュニティという名の個人的ネットワーク資源の中での相互扶助に任せられるといった、責任の個人化が大きな問題としてあげられます。

3. 戦争と性——「慰安婦」問題を中心に

2015年12月28日、岸田文雄外務大臣と尹炳世（ユン・ビョンセ）韓国外交部長官とが日韓外相会談を行い、その後の共同記者発表において、慰安婦問題に関する協議結果、いわゆる「慰安婦問題日韓合意」を発表しました⁹。

日本政府として、次の三点が述べられました。

（ア）慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は、日

本国内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(イ) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(ウ) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(イ)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

また、韓国政府として、日本政府が表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認すること、在韓国日本大使館前の少女像に対し、適切に解決されるよう努力することなどが、述べられました。

この「合意」では、「当時の軍の関与の下」と「河野談話」(1993年)¹⁰を踏襲したうえで、「日本政府は責任を痛感している」と、新たに国家の責任という認識を表しました。しかし「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が

直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と明記した「河野談話」と比較すると、「軍の関与」の中身は曖昧なものになっています。

また「おわびと反省の気持ちを表明する」方法の一つとして、韓国政府が設置する財団に、日本政府が国の予算で10億円の資金を拠出することが明記されました。1995年に日本に設置された「財団法人女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)は、財団の実務経費等の資金が政府予算から拠出されましたが、「慰安婦」とされた人への償い金等は政府予算からではなく、国民からの募金でまかなわれたことに大きな批判が起りました。もちろんこのことに関しては国と国民との協同での償いということへの自覚を促すという重要性もありましたが、今回の資金拠出に関して、政府が認めた「責任」に対する償いの行為として適切なのか疑問が残ります。

この問題を考えるとき、「全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす」とはどういうことかということ、「慰安婦」にされた人々が何を求め、何を必要としているのか(していたのか)ということが大きな議論的になります。そのことで、政府の認識や行動も、アジア女性基金が行ってきたことも、または支援団体等の言動も、批判を受けました。このことの議論の中で、元「慰安婦」当事者が分断される事態も起りました。これまでのあらゆる方向からの「償い」や「支援」の成果と限界、生み出した問題を反省的に考察しながら、これからのことを考えなければなりません。現在、いくつかの国でさまざまな環境にいる元「慰安婦」の人々の多様な生活が支援の困難さをも生み出しています。政治的駆け引きの難しさもあります。しかし、根本は、元「慰安婦」の人々の声を再度真摯に聞き、政府の「責任」への「償い」および「謝罪」を追及しつつ、「いま」を生きる、そして生きていた「全て元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業」を考える必要があるでしょう。

さて、この「合意」について報道等で大きく取り上げられたのが、「この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」という部分です。あたかもこの「合意」ですべての問題が解決し、議論も終了するかのよう受け取られることがあります。ここでは、前述のような「措置を着実に実施するとの前提で」という条件が付いています。この措置を実行するために、または、この前提が覆されることがあれば、当然、議論は継続されます。そして、政府が認めた「責任」および「おわびと反省」に反するような言動があったときには、それを厳しく問うこととなります。

大阪府知事や市長を務めた橋下徹氏は、2013年の取材の中で「銃弾の飛び交う場で命かけて走っていく時に、猛者集団、精神的に高ぶる集団をどこかで休息させてあげようと思ったら、慰安婦制度が必要なのはわかる」といったような発言をしました¹¹。さらに同日、米軍海兵隊の猛者の性的なエネルギーをコントロールするために性風俗活用することを米軍海兵隊司令官に進言したと発言しました¹²。そして、2016年に沖縄県うるま市で発生した元米兵による女性暴行殺害事件をめぐるでも、米軍兵の性風俗の活用を「本気の解決策」として発言しました¹³。

このように、戦争（軍隊）という暴力が、男性による女性の身体の消費（支配）を正当化するものとして用いられます。このシステムの中では、性暴力を含むあらゆる暴力が生み出され、それが「しかたのないもの」として正当化されます。「慰安婦問題」も同じ構造にあります。このシステムが「合意」で明記された「不可逆的に解決」を阻むものとなります。そして現在は、米軍基地が集中する沖縄でこういった暴力が再生産されているという構造もあります。

私たちは、その構造を問い、崩していかなければなりません。「不可逆的に解決」を現実のものとするためには、日本を含むこの世界は、つまり私たちは、「戦争」という名の下でどのような暴力を発生させてきたのか、ということを反省的に学び、教え、伝え続けることです。「河野談話」

には「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」とあります。しかし「合意」にそれがありませんでした。このことは「河野談話」からの最も大きな「後退」と言えるでしょう。2015年9月に「平和安全法制」が成立し、政府予算における防衛費も増額されています。そのような中、これらのことも反省的に捉え、知り、語り、伝えるという学びの場を永続的に作り続けていかなければなりません¹⁴。

4. 性感染症の現状

性教育を進めるにあたり、性感染症の予防教育は非常に重要なテーマとなります。ここでは性感染症およびHIV/AIDSの感染等年次推移について確認します¹⁵。

〈淋菌感染症〉（以下、定点医療機関報告）

2002年の約22,000件をピークに2009年までに9,300件までに減少し、その後10,000件前後を横ばいとなっていました。2015年は前年と比べて1,100件減の8,700件となりました。感染者の約8割が男性です。年齢別に見ると、15-19歳で640件、20-24歳で1,900件強のピークを迎えます。

〈性器クラミジア感染症〉

2002年の約4,400件をピークに2009年までに26,000件まで減少し、その後微減を続け、2015年は前年比500件減の24,500件となりました。2002年は女性が約6割でしたが、現在はほぼ男女半数とその差が縮まりました。年齢別に見ると、15歳以降に報告数が急激に増え、20015年は15-19歳が2,400件、20-24歳が6,400件、25-29歳が5,300件と、若い世代に多く見られます。女子の10-14歳でも近年では30-50件ほど見られます。

〈性器ヘルペスウイルス感染症〉

2005年の約10,500件をピークに2009年に7,800件まで減少しましたが、その後は微増を続け、2015年は前年比300件増の9,000件となっています。このうち女性が約6割を占めています。年齢別では、15-19歳が280件、20-24歳が1,150件、25-29歳が1,360件、

30-34歳が1,230件と20代後半移行にピークがきます。女子の15-19歳では近年でも200件以上見られません。

〈尖圭コンジローマ〉

2005年の約6,800件をピークに2011年までに5,200件まで減少しましたが、その後微増を続け、2015年は前年比120件増の5,800件となりました。近年男性の感染者数が増え、6割を超えました。年齢別では、15-19歳で200件、20-24歳で1000件強とピークを迎え、25-29および30-34歳で1000件弱となります。女子の15-19歳で近年でも170-200件強ほどみられません。

〈梅毒〉（全数報告）

2010年までは約500件から700件の間で微減微増をしていますが、2011年以降急激に増加し、2015年は前年比1,000件増の2,700件となり、そのうち7割が男性でした。年齢別に見ると、15-19歳で100件、20-24歳および25-29歳で400件とピークを迎え、15-19歳、20-24歳では女子の方が多く、それ以降は男性が多くなり、40-44歳で300件を越えます。

〈HIV感染者〉

2015年の新規報告件数は、前年より85件減の1,006件で、2007年までの急増以降、2008年の1,126件をピークに、年間1,000件以上をほぼ横ばいに維持しています。このうち日本国籍男性が約85%を占め、その報告数は2007年以降横ばいが続いています。感染経路に関しては、異性間の性的接触による感染が19.5%、同性間の性的接触による感染が68.7%で、性的接触による感染は合わせて88.2%を占めています。性的接触による感染のうち、異性間の割合は22.1%、同性間の占める割合は77.9%で、前年より異性間の感染の割合が3.6ポイント増加しました。

〈AIDS患者〉

2015年新規報告件数は、前年より約30件減の428件で、2006年以降、年間400件以上でほぼ横ばいで、全体としては頭打ち傾向がみられます。

年齢別に見ると、HIV感染者は20-30歳代に集中していて、2015年は20歳代と30歳代で全体の64.1%を占めています。AIDS患者では20歳以上に幅広く

分布し30-40歳代、特に40歳代に多い傾向が続いています¹⁶。

このように、HIV感染も含む性感染症は、20代を中心とした成人の感染報告数が多くみられます。ただし、若者の中には、情報の不足、感染・差別への恐怖、経済的な問題、家族との関係性、学校の問題などから、検査を受けない／受けられない人も多くおり、ここでの数は実態の一部のものと考えられます。このことを考えると、義務教育段階の子どもたちの、性感染予防に関する学習機会の保障（家庭、教育現場への支援、あらゆるセクシュアリティの子ども・若者を対象とした教育機会の保障、DVなどを含めた包括的な学習内容の提供を含む）、早期発見・早期治療に向けた対策、感染者への支援などが喫緊の課題としてあげられます。

2012年に改定された厚生労働省「性感染症に関する特定感染症予防指針」では、「性的接触」が「性器、口腔等による性的な接触」とより具体的に記され、性的接触を介する感染症の例にB型肝炎が追記され、予防施策の連携として、教育関係者なども追記されました。

また、発生の予防・まん延の防止策として、「コンドームは、性感染症の原因となる性器及び口腔粘膜等の直接接触を妨げる物理的障壁として、性感染症予防に対する確実かつ基本的な効果を有するものであるが、その効果とともに、コンドームだけでは防ぐことができない性感染症があることや、正しい使い方等の具体的な情報の普及啓発に努めるべきである」ことが強調されました。口腔性交による感染もある性器クラミジア感染や性器ヘルペスウイルス感染症の数の多さや、梅毒の急増、腸管寄生性原虫の感染で引き起こされる「アメーバ赤痢」の患者数が、過去最多を記録した2014年と同じペースで2016年も増加していることをみると¹⁷、異性間、同性間いずれにおいても性器、口腔、肛門を使った性行為における感染症予防に関する情報の提供が必要とされるでしょう。

5. 性の多様性をめぐる状況の変化

1) 文科省2015年通知の前進

文部科学省は2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を各教育委員会等に発出しました。文科省は2010年にも性同一性障害の子どもたちに配慮を求める事務連絡を発出していましたが、それと比較すると、今回の通知には二つの重要な点がみられます。

第1に、この通知では「悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものである」と記載され、支援の対象の範囲を「性同一性障害」から「性的マイノリティ」も含めるかたちで拡大したことにあります。2016年4月に文科省が公表した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という周知資料では、「同性愛」「両性愛」（法務省人権擁護局『人権の擁護（平成27年度版）』からの引用）、「Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）」（SOGI）という言葉も初めて記載されました。

第2に、2010年通知で求められた当該児童生徒への個別的な配慮・対応だけではなく、学校における日頃からの人権教育が必要であると明記されたことにあります。「学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となる」とし、したがって「学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる」と記載されました。

ここでの人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）に基づいて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年）の中では、「学校教育及び社会教育を通じて推進され」、「学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の

意識を高める教育を行っていく」ものであると位置づけられています。そして、人権教育・啓発の推進方策における各人権課題として、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」ことが明記されています（13）その他）。

これらを合わせ考えると、総合的な学習の時間や道徳の時間を使って特別に設定した人権教育だけではなく、各教科・科目の授業や生活指導、生徒指導の時間、休み時間のおしゃべりなども含めた、学校教育全体で「性の多様性」に関する学習の機会をつくっていくことが求められます。

2) さまざまな動き

2016年5月に開催されたG7倉敷教育大臣会合では、「教えや学びの改善・向上策」における「教育における多様性の尊重」のなかで、「困難な状況にいる子供や若者」に「性的指向や性自認を理由とした差別に苦しんでいる子供」を含め、「それぞれのバックグラウンドや環境に関わらず全ての若者が幸福感を抱き、生活や仕事に必要な知識やスキルを習得できるインクルーシブで公平な成果に届くための教育が保障されるよう最善の努力をする。さらに、我々は、個別性や多様性が尊重され、全ての子供や若者が自らの可能性や長所を最大限に活かすことができるような教育環境を実現することを約束する」という文言を含む、「倉敷宣言」が採択されました¹⁸。同月にイタリアで同性カップルに結婚に準ずる権利を認める「シビル・ユニオン」の合法化法が下院で可決されました¹⁹。上院でもすでに可決されており、近く成立するとのことです。これで、G7の中で同性カップルに法的保障がないのは日本だけとなりました。

また、さらに同月、日本学術会議心理学・教育学委員会が出した「提言 18歳を市民に一市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革」のなかで、「高校における公民科の新科目では、18歳選挙権をふまえた政治的主体の育成をコアとし、多様性へと開かれた関係として公共性をとらえるために、社会を構成する人々の多様性に気づかせよ

うとする視点」として「セクシュアリティの多様性とジェンダー平等」が包含され、身体と性の変化に応じた人権の尊重、家族や社会におけるジェンダー問題、固定的な性別役割分担意識の克服、性にもとづく暴力などが学習内容として必要であると提案されました²⁰。

来年2017年度から使用される高校教科書では、「地理歴史・公民・家庭の計31点に、性的マイノリティや家族の多様性についての記述がある」と報道されました。今回は近年広く使われるようになってきている「LGBT」という言葉も記載されている教科書も多くあるようです²¹。

3) 社会の変化

これらの変化の土台をつくったものに、2015年に東京都の渋谷区と世田谷区が同性パートナーシップの権利保障に関する制度を策定したこともあげられるでしょう。2016年には伊賀市、宝塚市、那覇市が続きました。制度導入の検討を始めた他の地方自治体もあります。

各政党も性的指向および性自認の多様性の理解を促進する方針や差別を禁止する法案等を発表し、それぞれの政党の方針に違いはあるものの、政治課題としてすでに無視できない課題ものとなりました。

また、厚生労働省で2016年6月に開催された労働政策審議会において、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（2006年、セクハラ指針）の一部改正について審議され、「職場におけるセクシュアルハラスメントの対象者の明確化」として、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となることを明示すること」が決まりました（2017年1月1日から適用）²²。

さらに、2020年に東京でオリンピックおよびパラリンピックの開催が予定されています。国際オリンピック委員会による「オリンピック憲章〔2015年8月2日から有効〕」では、「オリンピズムの根本原

則」として、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」と定めています。世界中からさまざまな「性別、性的指向」の人々が東京に集まる2020年までのこの4年間で、ジェンダー／セクシュアリティをめぐるさまざまな差別の解消および権利保障の制度の策定が目指されます。もちろんそのような環境をつくるためには、教育および啓発が重要であることは言うまでもありません。世界中の私たちのつながりのなかで、「平和の祭典」を実現させたいものです。

そして、2020年以降もそのような環境を維持し、さらにより良いものにしていくための教育をはじめとしたあらゆる活動をしっかりと根づかせていくことが求められます。

おわりに——人権・平和へのつながりを

いま、私たちは大きな分かれ道の目の前にいます。先日、参議院議員通常選挙が行われましたが、日本国憲法だけではなく、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約などに規定されている基本的人権が保障される社会となるか、基本的人権について規定した97条（「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」）が削除される「憲法改正」に進むのかの²³、非常に大きな分かれ道に立っていることは間違いありません。

もちろん、この「基本的人権」には、私たちが自分自身の、そして他者の性について学ぶ権利、つまり「学習権」も含まれます。

ユネスコ「学習権宣言」（1985年）には、「もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うこと

を学ばねばならない。」²⁴と記されています。

残念ながら、2016年6月、アメリカフロリダ州のオーランドで、ゲイナイトクラブにおける銃乱射事件が起こり、多くの人々が犠牲となりました。とくにエスニックおよびセクシュアルマイノリティが犠牲となりました。オバマ大統領はこれを「テロ（恐怖）とヘイト（憎悪）の行為」であると発言しました²⁵。

この先このような悲劇を繰り返さないために、さまざまな性を生きる私たちが、つながり、学び会える社会を、共につくっていくことが重要になります。

性教協でのつながりと、学びの機会の創出が、そのような平和な社会をつくっていく出発点となることを期待します。

- 1 大澤真理・堂本暁子・山地久美子編『「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポジウム～災害・復興に男女共同参画の視点を～』東京大学社会科学研究所、2011年。国立大学法人宇都宮大学男女共同参画推進室『防災・震災復興と「男女共同参画」—震災から得た教訓は何か—（2014年11月16日開催）シンポジウム報告書』2015年。
- 2 せんだいメディアアーク「3が11にちをわすれないためにセンター」<http://recorder311.smt.jp/>
- 3 註1参照
- 4 性と人権ネットワーク ESTO 内田有美『東日本大震災におけるセクシュアルマイノリティ当事者の被災状況およびニーズ・課題に関する調査報告書』2015年
- 5 これについての報道では、性犯罪の被害を受ける確率を減らすために「被災してすぐにやってほしいのは、女を捨てること」という「防犯アドバイザー」の岡部梨恵子氏のコメントも紹介されていました。J-CAST ニュース ビジネス&メディアウォッチ「避難所で心配される卑劣な『性被害』 熊本市が啓発チラシを配らざるを得ない被災地事情」2016年5月2日配信 <http://www.j-cast.com/2016/05/02265918.html?p=all>
- 6 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf
- 7 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>
- 8 女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」（2016年3月7日、CEDAW/C/JPN/CO/7-8、政府仮訳）
http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka49-2-2.pdf
- 9 外務省「日韓両外相共同記者発表」2015年12月28日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html
- 10 外務省「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」1993年8月4日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>
- 11 京都弁護士会「橋下徹氏の『慰安婦』等に関する発言に関連する会長声明」2013年6月27日、https://www.kyotoben.or.jp/pages_kobetu.cfm?id=702&s=seimei
- 12 nikkei BNet「慰安婦発言で世界に喧嘩を売った橋下氏の勝算」2013年5月22日、<http://www.nikkeibp.co.jp/article/matome/20130521/351346/>
- 13 琉球新報「米軍の風俗活用が『解決策』 橋下氏が再び持論」2016年5月23日、<http://ryukyushimpo.jp/news/entry-284251.html>
- 14 吉見義明『日本軍「慰安婦」制度とは何か』岩波ブックレットNo.784、岩波書店、2010年、ハンギョレ新聞社「[インタビュー] 従軍慰安婦研究の吉見義明教授『日韓は合意を白紙化すべき』」2016年1月8日、<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/23003.html>、アクトティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam)「日韓外相の政治的妥結に対するwamからの提言」2015年12月31日、http://wam-peace.org/wp/wp-content/uploads/2015/12/20151231_wam.pdf、大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか メディア・NGO・政府の功罪』中公新書、2007年など参照。
- 15 厚生労働省「性感染症報告数」<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html>
- 16 厚生労働省エイズ動向委員会「平成27（2015）年エイズ発生動向一概要一」2016年、<http://api-net.jfap.or.jp/status/2015/15nenpo/h27gaiyo.pdf>
- 17 「アムエバ赤痢の患者数、過去最多ペース—東京が最多、性的接触で感染も」『医療介護CBニュース』2016年6月7日
- 18 文部科学省「G7 倉敷教育大臣会合 倉敷宣言（原文・日本語仮訳併記）」http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/06/17/1370953_2_3.pdf
- 19 毎日新聞「イタリア 結婚に準ずる権利認める 同性カップル法が成立」2016年5月12日、<http://mainichi.jp/articles/20160512/k00/00e/030/202000c>
- 20 日本学術会議心理学・教育学委員会市民性の涵養という観点から高校の社会科教育の在り方を考える分科会「提言 18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」2016年、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t228-3.pdf>
- 21 渡辺一樹『「LGBT」が教科書に載る時代に『それぐらい社会も変わってきた』2017年度の高校「家庭」の教科書に初登場』BuzzFeed News、2016年5月3日、https://www.buzzfeed.com/kazukiwatanabe/textbook-for-high-school-mention-lgbt?utm_term=esdPNGQ5Q#.njqWo6O00
- 22 第173回労働政策審議会雇用均等分科会「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案要綱（案）」2016年6月27日、http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoutokatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantai/0000128634.pdf
- 23 自由民主党憲法改正推進本部「日本国憲法改正草案」2012年、<http://constitution.jimin.jp/draft/>
- 24 「子どもの権利条約をすすめる会」（現「子どもの権利・教育・文化 全国センター」）訳 <http://image01.seesaawiki.jp/s/lifelonglearnigtufs/2716141d4d646464.pdf>
- 25 BBC NEWS JAPAN「50人死亡のオーランド乱射は『テロとヘイトの行為』＝オバマ米大統領」2016年6月13日、<http://www.bbc.com/japanese/36514143>

* 各 URL は 2016 年 7 月 11 日現在のものです。